

○倉敷市グラウンド・ゴルフ場条例

平成31年3月22日

条例第2号

(目的及び設置)

第1条 グラウンド・ゴルフを通じて市民の心身の健全な発達を図るため、倉敷市グラウンド・ゴルフ場（以下「グラウンド・ゴルフ場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 グラウンド・ゴルフ場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
倉敷市グラウンド・ゴルフ場	倉敷市有城570番地3

(事業)

第3条 グラウンド・ゴルフ場は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) グラウンド・ゴルフ場の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の提供
- (2) グラウンド・ゴルフの普及振興に関すること。

(指定管理者による管理)

第4条 グラウンド・ゴルフ場の管理は、倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年倉敷市条例第54号）に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設等の使用の許可に関する業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) 使用料の徴収に関する業務
- (4) グラウンド・ゴルフ場の設置目的を達成するための事業に関する業務
- (5) グラウンド・ゴルフ場の利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、グラウンド・ゴルフ場の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に関する事務を除く業務

(指定管理者の権限)

第6条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第12条までに規定する市長の権限

を行うものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

（供用時間）

第7条 グラウンド・ゴルフ場の供用時間は、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- （1） 4月及び9月 午前7時から午後6時まで
- （2） 5月から8月まで 午前7時から午後7時まで
- （3） 10月から2月まで 午前8時30分から午後5時まで
- （4） 3月 午前8時30分から午後6時まで

（休場日）

第8条 グラウンド・ゴルフ場の休場日は、12月28日から翌年1月4日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休場日以外の日において臨時に休場し、又は休場日において臨時に開場することができる。

（使用許可）

第9条 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、前項の許可に当たり、施設等の管理運営上必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。

（許可制限）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用を許可しない。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- （2） 施設等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- （3） 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理運営上支障があると認めるとき。

（使用許可の取消し等）

第11条 市長は、第9条の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用の制限若しくは停止若しくはグラウンド・ゴルフ場からの退場を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するとき。

(入場の制限)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 酩酊<sup>めいてい</sup>して他人に迷惑をかけるおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品又は動物の類<sup>たぐい</sup>を携行する者
- (3) 市長の許可なくして営業行為をなし、又は張り紙若しくは広告を行う者
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理運営上支障があると認める者

(使用料)

第13条 市長は、使用者から、当該使用許可の際、別表の規定により算定して得た額の使用料を徴収する。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、別に納期限を定めて納付させることができる。

(使用料の不還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を規則で定めるところにより還付することができる。

(使用料の減免)

第15条 市長は、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(利用料金)

第16条 市長は、グラウンド・ゴルフ場の管理を第4条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、第13条の規定にかかわらず、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、また同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請するものとする。

4 指定管理者は、第2項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、グラウンド・ゴルフ場において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

5 指定管理者は、第1項の場合において、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を還付し、又は利用料金を減免し、若しくは別に納期限を定めて納付させることができる。

(販売行為等の制限)

第17条 使用者は、許可を受けないでグラウンド・ゴルフ場内において物品の販売又は金品の寄附、募集等の行為を行い、又は行わせてはならない。

(目的外使用等の禁止)

第18条 使用者は、許可を受けた使用目的以外に施設等を使用し、若しくは転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

(造作等の制限)

第19条 使用者は、施設等の使用に際し、造作を加え、又は特別の設備を設置してはならない。ただし、あらかじめ、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(保安等の責任)

第20条 使用者は、施設等の使用に際し、施設等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、入場者の整理及び警備の責任を負うものとする。

(原状回復の義務)

第21条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、直ちにグラウンド・ゴルフ場の職員の指示に従い、施設等を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長は、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第22条 施設等を破損し、又は滅失した者は、市長の指示に基づいてこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用者等の遵守事項)

第23条 使用者及び入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) あらかじめ指定された場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (2) 施設等を破損し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所に出入りしないこと。
- (5) 特に承認を受けた者以外は、所定の場所に備え付けた物件を移動させないこと。
- (6) 使用後は、速やかに原状に回復し、清掃すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、グラウンド・ゴルフ場の職員が指示した事項

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 施設等の使用許可申請の受付その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第13条、第16条関係）

1 施設の使用

区分	単位	金額	
		市内に住所を有する者	市外に住所を有する者
専用使用	1コース1日につき	25,000円	25,000円
	1コース半日につき	12,500円	12,500円
個人使用	一般・大学生	1人1日につき	500円
		1人1年につき	10,000円
	高校生以下	1人1日につき	300円

		1人1年につき	6,000円	9,000円
--	--	---------	--------	--------

備考

- 1 この表において、「専用使用」とは、グラウンド・ゴルフ場の1コース以上を専用することをいい、「個人使用」とは、専用使用されていないコースを個人で使用することをいう。
- 2 この表において、「1日」とは第7条に規定する時間をいい、「半日」とは同条に規定する開場時間から午後1時まで又は午後1時から同条に規定する閉場時間までをいう。
- 3 使用時間若しくは使用期間が単位未満であるとき、又は使用時間若しくは使用期間に単位未満の端数があるときは、当該単位未満の時間又は期間を1単位として計算する。
- 4 使用時間は、準備、使用後の整理及び原状回復に要する時間を含む。
- 5 金額には消費税及び地方消費税を含む。

## 2 附属設備の使用

附属設備	単位	金額
クラブ及びボール	1式1日につき	200円

備考 金額には消費税及び地方消費税を含む。